

九州工業大学教職員組合内規

慶弔金に関する内規

次の場合は組合名を以って弔慰金または祝儀を贈ることができる。

- 1 組合員の配偶者、父母、子供または本人が死亡の際【香典料：1万円】
ただし、本人が不慮の事故等のため第2項の見舞金を受領していない場合【香典料：2万円】
- 2 組合員が傷病のため1ヶ月以上の入院または自宅療養をした場合【見舞金を1万円】
ただし、この条件に満たない組合員に対しても執行委員会において承認した額を支給できる。
- 3 組合員が結婚した場合【結婚祝金：1万円】
- 4 組合員に子供が誕生した場合【誕生祝金：5千円】
- 5 組合員が定年退職（勸奨退職を含む）を迎えた場合【餞別：2万円】
ただし、組合加入年数が短期である場合、執行委員会において支給額の減額を検討できる。
- 6 組合員が転出や自己都合等により退会した場合【餞別：5千円】
ただし、継続して本学に勤務し、退会する場合は基本的に本項の対象外とする。
- 7 この他の理由については、執行委員会において慶弔金の贈与が妥当と判断された場合は承認した額を支給できる。

平成9年11月7日 改正

平成10年5月29日 改正

平成30年6月27日 改正

謝金に関する内規

- 1 印刷補助、資料作成、資料配布等に対するパート代金は、1時間あたり850円とする。
- 2 執行委員長および執行委員の執行委員活動費は、年間4万円支給する。
- 3 上記以外の執行委員への責任手当として、年間組合費相当額2万円を、年度末に支給する。
- 4 書記長、書記次長の事務補佐へのパート代は、それぞれ月額1万5千円とし、月末に支給する。
- 5 その他必要となった謝金に対しては執行委員会の承認を経て支給できる。

平成10年5月29日 改正

平成11年7月21日 改正

平成20年6月30日 改正

平成23年6月25日 改正

附則

以上の内規の改定は、執行委員会においておこなうことができる。ただし事後に大会の承認を得なければならない。